

香川高等専門学校建設工事総合評価審査委員会規程

令和 3年 8月 31日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第22条第2項の規定に基づき、香川高等専門学校建設工事総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 総合評価落札方式の実施方針に関すること。
- 二 個別工事等に係る技術提案の評価方法に関すること。
- 三 個別工事等に係る技術提案の審査・評価に関すること。
- 四 その他総合評価落札方式に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて構成する。

- 一 管理課長
- 二 総務課長
- 三 管理課課長補佐
- 四 学識経験者等委員2名

2 前項の学識経験者等委員は、委員会の審議に関係のある香川高等専門学校教員、近隣国立大学法人の研究者等、専門分野の学識経験を有し、中立かつ公正な立場で技術資料審査等を行うことができる者の中から校長が委嘱を行う。

(委員の任期)

第4条 学識経験者等委員の任期は、委嘱状に記載された期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、管理課長をもつて充てる。

- 2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(報告)

第6条 委員長は、審議の結果を契約担当役に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、管理課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年9月13日から施行する。